P_{11}	内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
Q_{12}	加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
P_{12}	加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
V_{12}	加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）
Q_{13}	加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
W_{13}	［略］
P_{13}	加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
V_{13}	［削る］
Q_{14}～W_{17}	加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）
十九～二十二	［略］
二十二の二	コールド・エバポレータ　液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十八号ハの処理設備を除く。）を有するものを除く。）
二十三～二十六	［略］
2	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

P_{12}	内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）
	［新設］
	［新設］
	［新設］
Q_{13}	加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
W_{13}	［略］
P_{13}	加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）
q_{13}	高圧ガスの最大充塡量の数値（単位　立方メートル毎時）
	［新設］
Q_{14}～W_{17}	［略］
十九～二十二	［略］
	［新設］
二十三～二十六	［略］
2	［略］

（高圧ガス保安協会規則の一部改正）

第二条　高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検査員の条件）	（検査員の条件）
第二条　法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。	**第二条**　法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　製造設備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータに係る製造のための施設の完成検査及び特定施設の保安検査を実施する者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げるものとする。	五　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（以下「コールド・エバポレータ」という。）の完成検査及び保安検査を実施する者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げるものとする。
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
六～十二　［略］	六～十二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。